

入院のご案内

患者さん並びにご家族の皆様へ



和歌山県立こころの医療センター

〒643-0811

和歌山県有田郡有田川町庄 31

TEL(代) 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571

E-mail: e0501121@pref.wakayama.lg.jp

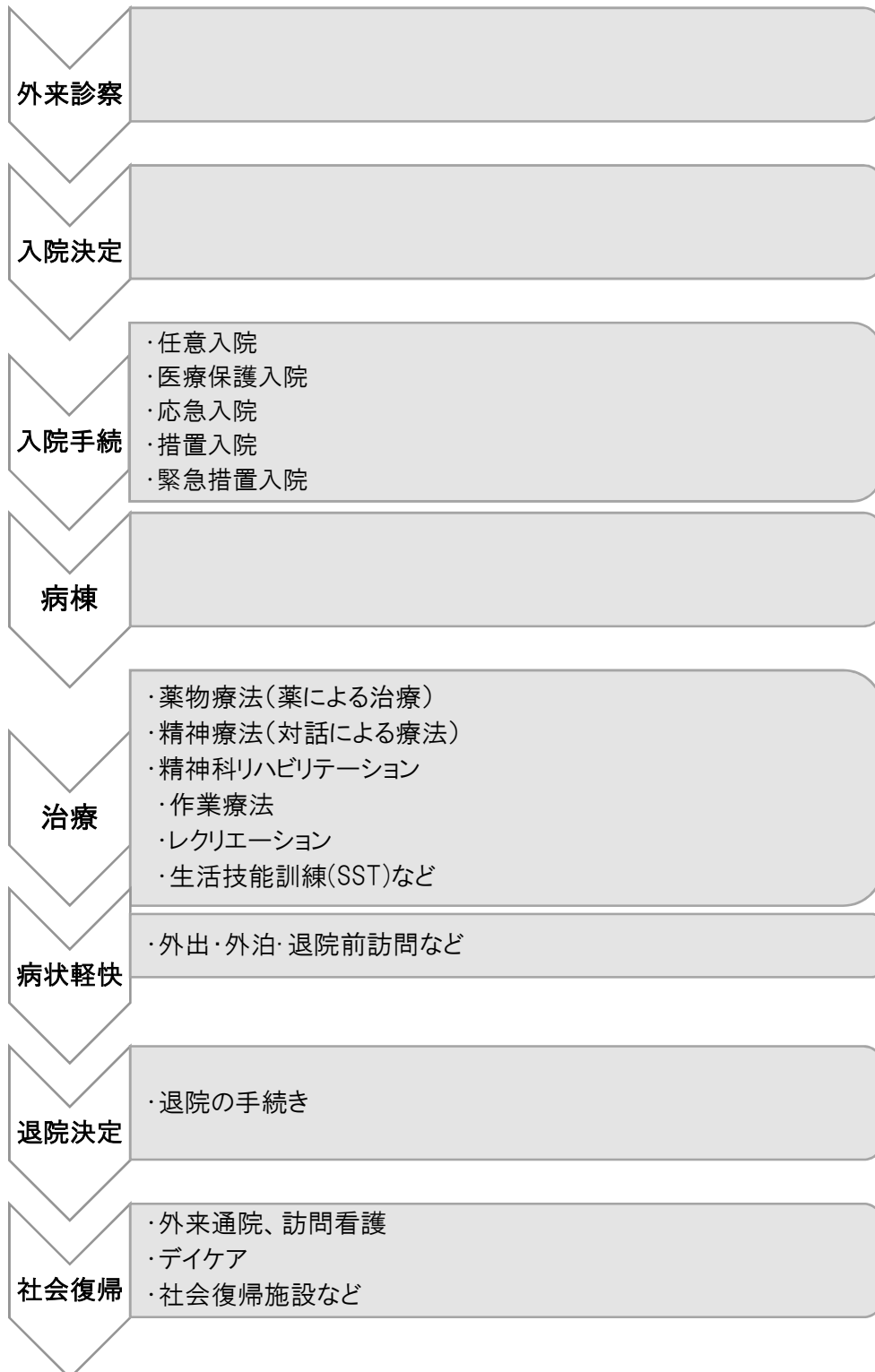
目次

| | |
|---------------------------|----|
| 入院から退院までの流れ | 1 |
| 1. 入院について | 2 |
| どのような形の入院になるのですか？ | 2 |
| 手続きや書類はどうすればよいのですか？ | 2 |
| 入院費やその支払い方法等はどのようになるのですか？ | 3 |
| 知らないことがたくさんありますが | 4 |
| 何を持ってくればよいのですか？ | 4 |
| 2. 入院される方およびご家族の皆様へ | 5 |
| 3. 入院中の生活について | 6 |
| 院内の設備はどのようなものがありますか？ | 6 |
| 面会は | 6 |
| 外出や外泊はできますか？ | 6 |
| 電話は自由にかけられますか？ | 7 |
| 手紙は出せますか？ | 7 |
| たばこは吸えますか？ | 7 |
| 入院中に他の病院の診察を受ける場合は | 8 |
| 預り金について | 8 |
| 困ったときは、誰に相談すればよいのですか？ | 8 |
| どのような治療をするのですか？ | 9 |
| 精神科作業療法(OT)について | 10 |
| アルコール依存症の入院治療について | 11 |
| 退院前訪問のご案内 | 13 |
| 4. 退院するには | 14 |
| 退院後の治療は必要ですか？ | 14 |
| デイケアのご案内 | 15 |
| ~~~~~ 参考 ~~~~~ | |
| ～患者さんの権利宣言～ | 16 |
| 個人情報保護に関する基本方針 | 17 |
| 患者さんの個人情報の利用目的 | 18 |
| 交通案内 | 19 |
| 院内案内図 | 20 |
| 食事について | 21 |
| 専門業者による洗濯（私物ネット洗濯・有料)について | 22 |
| 連絡先一覧 | 23 |

和歌山県立こころの医療センターでは、子どもからお年寄りまでの心の健康に寄与し、県民の皆様に一層信頼される病院づくりを目指します。

また、県精神医療の中核として、質の高い精神医療の提供と患者さんの社会復帰に向けたお手伝いをいたします。

入院から退院までの流れ



1. 入院について

どのような形の入院になるのですか？

精神保健福祉法による入院には、任意入院・医療保護入院・応急入院・措置入院・緊急措置入院があります。

入院になった場合、外来診察医がどの入院形態になるのか、また、精神保健福祉法に基づき退院請求や処遇改善の請求ができることなどについてご説明します。

| 種類 | 内容 |
|--------|--|
| 任意入院 | 当院の医師が治療のために必要と診断した場合に、患者さんご本人の同意のもとに行っていただく入院です。 |
| 医療保護入院 | 患者さんご本人の同意がなくても、精神保健指定医が入院の必要性を認め、後見人・保佐人・家族が入院に同意したときの入院です。なお、医療保護入院に同意いただける方がいない場合は、市町村長の同意による入院となります。 |
| 応急入院 | 患者さんご本人または保護者・扶養義務者の同意がなくても、精神保健指定医が緊急の入院が必要と認めたとき72時間を限度として行われる入院です。 |
| 措置入院 | 自傷他害の恐れがある場合で、知事の診察命令により2人の精神保健指定医が診察の結果、入院が必要と認められたとき知事の決定によって行われる入院です。 |
| 緊急措置入院 | 正規の措置入院の手続きがとれず、しかも急を要する場合、72時間を限度として1人の精神保健指定医の診察の結果により、知事の決定によって行われる入院です。 |

手続きや書類はどうすればよいのですか？

入院時に必要な書類等は、下記のとおりです。

『1階の医事室』で手続きをお願いします。(受付・会計窓口にお申し出ください。)

- 入院誓約書 ○ 保険外費用負担同意書 ○ 印鑑(本人及び身元保証人の認印)
- 健康保険証 ○ 各種受給者証(公費負担医療費制度に係る受給者証等)
- 高額療養費の負担軽減の手続きをされている方は、限度額適用認定証

- ◇ 入院誓約書は記入捺印のうえ提出してください。(身元保証人欄及び連帯保証人欄は、家族等と別世帯の方が自らサインし、押印されるようお願いいたします。)
- ◇ 健康保険証の提示がない場合、医療費は全額自己負担となります。
- ◇ 健康保険証の変更があれば、すみやかに申し出ください。

入院費やその支払い方法等はどのようになるのですか？

- 入院費は、診療等（入院基本料、投薬料、注射料、処置料、手術料、画像診断料、検査料、精神科専門療法料等）と食事（入院時食事療養費）に係る費用で構成され、それぞれ健康保険法で定められた計算方法で算定し、患者さんの加入している保険やその他公費医療で定められている自己負担額を支払っていただきます。
- 1か月の医療費（食事負担金及び保険適用外を除く）が自己負担限度額を超えたときは、その超えた医療費を高額療養費として保険者（協会けんぽ、各市町村等）に請求することができます。

※高額療養費制度についての詳細は、各保険者にお問い合わせください。

保険者へ事前の申請を行い、保険者から発行される認定証を提示いただきますと自己負担が月単位で一定の限度額にとどめられます。認定証があれば高額療養費委任払い申請の手続きが不要です。

ただし、保険者への手続きを行わない場合は、従来どおりの自己負担額を支払っていただき、後で保険者へ還付請求を行っていただくこととなります。

- 入院費は毎月月末に締め切り、翌月15日頃に「納入通知書」を送付しますので、納期限までに当センター受付・会計窓口または紀陽銀行本・支店窓口でお支払いください。なお、領収証書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。
- 退院時は、退院当日に精算となります。1階受付・会計窓口で入院費の精算を済ませてください。ただし、土日・祝日・時間外の退院の場合等は別途相談させていただきます。
- 退院当日のお支払いが難しい場合やお支払いが遅れる場合は、1階受付・会計窓口でご相談ください。

知らないことがたくさんありますが・・・

入院によって生じる様々な問題で悩んでいる下記のような方は、医療相談・連携室のソーシャルワーカーに遠慮なくご相談ください。

- 医療制度や福祉制度のことで分からないことがある方（申請で給付が受けられる制度もあります。）
- 退院後の家庭生活や社会復帰のことで悩んでいる方

何を持ってくればよいのですか？

- 日用品を用意してください。（下記参考）

歯磨きセット、ボディーソープ、シャンプー、ヘアーブラシ、洗濯石鹼（液体洗剤を含む）

はし、はし箱、スプーン、コップ（プラスチックで割れにくいもの）

タオル、バスタオル、洗面器、ティッシュ、

パジャマ、肌着、普段着、室内ばき用のくつ

必要な方

（女性）生理用品、化粧品等

（男性）電気カミソリ等

※なお、日用品、衣類など持ち物は、必要最小限にしてください。

◇ 貴重品は持ち込まないでください。（紛失等があっても責任は負えません）

◇ 全ての持ち物には必ずお名前を書いてください。

◇ 衣類等の購入はご家族の皆様でお願いします。

◇ 危険なものや、入院生活に特に必要のないものは、原則として持ち込みを禁止しています。（下記参考）

ナイフ、カミソリ、ハサミ、針、爪切り等の刃物類、その他の危険物

テレビ、冷蔵庫、湯沸かしポット等の電気製品

ライター、カメラ、カメラ付きゲーム機、パソコン、タバコ

多額の現金、貴金属類、重要書類、アルコール類、車、オートバイ、携帯電話、スマートフォン等

※ 患者さん相互の安全確保のため、持ち物のチェックをさせていただくことがあります。

2. 入院される方およびご家族の皆様へ

- センターではできるだけ開放的で、自主的な入院生活を送っていただけるよう心がけています。
ご家族の皆様におかれましても、すべての患者さんが穏やかな入院生活を過ごし、早期の回復・退院が実現できるよう、ご理解・ご協力をお願いします。
- 症状によっては、主治医の判断のもと治療上の理由でやむを得ず隔離、拘束、面会制限などを行うことがあります。入院中の処遇及び症状についての詳細は、主治医にお尋ねください。
- 入院中に、故意または過失により、他の患者さんの所持品や病院の設備・備品などを破損された場合は弁償していただくことがあります。
- センターの治療方針や病棟のルールを守れないときや、他の入院患者さんへの著しい迷惑行為がある場合は、退院していただくことがあります。
- 福祉制度に関わることや、退院後に地域で生活するうえでの相談事などがありましたら、お気軽にソーシャルワーカーにご相談ください。

3. 入院中の生活について

院内の設備はどのようなものがありますか？

- テレビは、各病棟、外来待合、ソーシャルホール、デイケアに設置しています。
- 1階には、売店、いこいのへや、理美容室があります。(食堂はありません。)
- 衣類等の洗濯は、病棟内の洗濯機をご利用ください。患者さんができない場合は、ご家族の皆様でお願いいたします。
 - なお、専門業者による洗濯(有料)もご利用できます。(P.22参照)
- 公衆電話は、各病棟、デイケア室前に設置しています。
- 敷地内全面禁煙の為、喫煙はできません。
- 食事の時間は、朝食《7時》、昼食《12時》、夕食《18時以降》です。

面会は・・・

(注)現在、コロナウイルス対策のため原則禁止としています。

- 患者さんは、ご家族の皆様が面会に来られるのを心待ちにしていますので、治療に支障のない限り、できるだけお越しください。
- 治療上、面会ができない場合がありますので、予めご連絡ください。
- 酒気帯びの方の面会はお断りします。
- 主治医との面談を希望される場合は、主治医が不在の場合もありますので、予めご連絡ください。
- インフルエンザなどの感染症流行時期においては、検温やマスク着用にご協力をお願いします。

面会時間は原則として、午前9時～午後5時までですが、時間内にお越しになれない方は看護職員にご相談ください。

外出や外泊はできますか？

- 外出、外泊は治療上大切なことと考えています。
- 主治医の許可があれば行えます。
- なお、外出・外泊中に、故意または過失により他人の所持品や器物等を破損された場合は、患者さん側の責任において対応願います。
- 外泊へ出る時間及び帰る時間は原則として、午前9時～午後5時までですが、時間内にお越しになれない方は、看護職員にご相談ください。

電話は自由にかかけられますか？

- 各病棟等に設置している公衆電話は原則として自由に利用できます。(携帯電話やスマートフォンの持ち込みは禁止となっています。)
- 毎日、電話をする患者さんもうらっしゃるかと思いますが、ご家族の皆様は患者さんの症状が落ち着くまで温かく見守ってあげてください。
- 消灯(21時)以降は、控えてください。

手紙は出せますか？

- 患者さんの通信の自由と信書の秘密は守られています。ポストは病院正面玄関にあります。
- 行動の制限を受けている患者さんには職員が代わりに投函します。

タバコは吸えますか？

- 改正健康増進法の施行により令和元年7月1日以降は、敷地内での喫煙は一切出来なくなりました。加熱式たばこも喫煙できません。電子タバコの使用についても外見上見分けがつかないので、敷地内で使用しないようお願いします。
- 令和元年7月1日以降、入院する際に所持している場合はご家族様にお持ち帰りいただいています。入院継続中にタバコおよびライターの所持が発覚した場合は一旦詰所でお預かりし、外泊時および退院時にお返ししますのでお持ち帰りください。
- 令和元年7月1日以降、院外外出可の患者さんも同様に、タバコおよびライターの院内への持ち込みは禁止です。詰所にて外出の度にタバコを預かったり渡したりということも致しませんので、ご了承ください。

入院中に他の病院の診察を受ける場合は・・・

- 内科については、センターで外来を開設しています。合併症等の患者さんで、他の病院を受診される場合は、ご家族の方に付き添いをお願いすることになりますので、ご協力ください。そのような場合は、事前に電話でご連絡いたします。
- 外泊の際に他の病院(歯科を除く)を受診される場合は必ず事前に病棟職員までお知らせください。受診先の医療機関とセンターとの間で事前に協議を行わなければならない場合がありますので、よろしくお願いします。(事後の場合も必ずお知らせください。)

預り金について

- 小遣い金は、入院生活のための必要な日用品を購入するのはもちろんのこと、おやつ、衣類などの買い物のために必要です。また買い物を行うことは治療の一環にもなり、入院生活の楽しみやうるおいにもなります。
- 小遣い金は、自分で管理することが原則ですが、センターでの管理を希望される方は、事務局代表者名義の金融機関口座で管理することとなります。なお、金銭を預ける場合は約定書を取り交わしていただきます。
- 預り金の精算は、希望があればいつでもできます。精算方法は、原則現金での手渡しとしています。ただし、休日等で、事務局において精算対応が出来ない場合は、後日精算となります。
- 後日精算の場合は、患者さんの希望により、指定口座への振込又は、現金書留による郵送も可能です。(口座への振り込み又は、現金書留による郵送を希望された場合は、振込手数料又は、現金書留・郵送料金をご負担いただきます。)

困ったときは、誰に相談すればよいのですか？

わからないことや不安なことは、ご遠慮なく主治医、看護職員、ソーシャルワーカーに相談してください。この他に、作業療法士、臨床心理士をはじめ、薬局、検査、給食や事務部門で働く全職員が患者さんの回復のお手伝いをします。

また、患者さんの入院中の生活の改善のため、各病棟に意見箱を設け、定期的に回収していますので、ご利用ください。なお、緊急の場合は、直接看護職員にお申し出ください。

どのような治療をするのですか？

入院されると治療がはじまります。治療にはいろいろな方法がありますが、一人ひとりにあった治療を組み合わせて行います。主な治療法には、以下のようなものがあります。

○ 薬物療法

薬による治療です。この治療は、不安や緊張を和らげ、安定した睡眠をもたらし、病状の軽快に大きな役割を果たします。

○ 精神療法

患者さんと治療者の対話を通じて、問題を明らかにし、その問題を克服するために行う療法です。精神療法は、個人面接の他に、家族面接や患者さんのグループによって行われるものもあります。

○ 精神科リハビリテーション

患者さんの社会復帰に向けて、患者さんの希望や状態に合わせて次のような療法を行っています。

・ 作業療法

軽作業や趣味的な活動、種々のレクリエーション活動等を通じて、症状の改善と人との接し方を養い、一人ひとりにあった社会生活を送れるようにするためのものです。

・ 生活技能訓練(SST)

集団的な活動(ロールプレイングなど)を通じて、患者さんの対人的なコミュニケーション能力の改善を目指す認知行動療法です。

精神作業療法（OT）について

現在の精神医療は「入院治療から地域生活中心へ」という方針が中心となり、早期のリハビリテーションが重要視されるようになってきています。当院では、可能な限り入院期間を短縮し、その人らしさをできるだけ早く取り戻すことができるように、精神科リハビリテーションのひとつとして、作業療法(OT)を実施しています。

◎作業療法について

☆対象者:その方にとって作業療法が有効な治療であると主治医が判断し、その方に作業療法を受ける意思がある方全員です。

☆費用:作業療法にかかる材料費は、精神科作業療法費用に含まれます。詳しくは、主治医または病棟スタッフにご確認ください。

☆活動時間:月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始除く)の午前・午後

☆活動内容

- 陶芸(外部から講師を招いて実施しています 1回/月)
- 書道(外部から講師を招いて実施しています 1回/月)
- 革細工、籐細工、ぬりえ、絵画などの創作活動
- 音楽活動(カラオケやギター演奏に合わせてのコーラスなど)
- 手芸(編み物、裁縫など)
- 料理教室
- 知的活動(パソコンを利用した脳トレーニング、表計算、文章作成など)
- 他作業療法士がその方に適したプログラムを準備し提供させていただきます。

◎作業療法に興味のある方、自分にとって必要な治療であると考えられる方は、遠慮なく主治医または病棟スタッフにご相談ください。

アルコール依存症の入院治療について

<目的>

アルコール依存症は病気で、アルコールの作用によって、意志の力だけでは飲酒をコントロールできない状態になっています。多量飲酒を長期にわたり繰り返すことで誰もが依存症になる危険があります。一度依存症になってしまうと意志の強さや根性ではやめるのが難しくなります。当院では、この病気について学び、やめ続ける方法を身につけるためのプログラムを提供しています。

<プログラム>

院内例会 :同じアルコール問題を持つ人同士の「言いつばなし、聞きつばなし」のミーティングです。そこでは、自分の飲酒に関することを正直に話し、他の方の話を聞きます。今までの自分を素直に見つめ直し、アルコールのない生き方を模索していただきます。また、退院後、自助グループ(断酒会、AA)に参加し、自身の体験を語れるようになることも目的としています。

基礎講座 :病気の理解を促す為の医師による10回シリーズの講座です。そこでは、アルコール依存症の病理や回復の仕方などを学びます。

集団認知行動療法

(GTMAK) :自分の今までの生活や飲酒状態を振り返る中で、自分自身の飲酒問題を把握していただきます。その上で、今までの悪循環を認識し断酒する方法や断酒を継続する方法など、回復する為の健全な考え方と行動を身につけることを目的としています。12回シリーズのセッションです。

家族教室 :ご家族は知らないうちに依存症の病理に巻き込まれていることが多々あります。そのことに気づき、患者さんへの関わり方を変えることによって、本人、ご家族共に本来の姿に戻ることができます。3回シリーズの講座です。ご家族からの個別の相談にも応じます。

地域自助グループ(断酒会、AA)への参加：

自助グループに参加し続けることで断酒を継続されている方がたくさんいます。退院後自助グループに継続して参加し断酒を続けられるように、入院中から地域の自助グループに参加していただきます。

ノート内観：

入院中の患者さんを対象に、毎朝行っているプログラムで、父母、配偶者など自分に近い人に①してもらったこと、②してあげたこと、③迷惑をかけたことを年代を区切って思い出すことで、客観的に自分自身を見つめる目的で行っています。

運動：

週に1度、病院の近くを通るポツポ道を中心に、スタッフと一緒に散歩に出かけます。

夏の暑い時期は室内で運動を行い、飲酒により落ちてしまった足腰の筋力や体力の回復を目指します。

<当院からのお願い>

- ・アルコールの持ち込みは禁止です。また、入院中に飲酒はしないでください。
- ・他の患者さんのプライバシーを守るために、プログラム以外の場で他の患者さんの個人情報を話さないでください。
- ・その他、病院職員から説明されたルールや指示を守ってください。よろしくお願いします。

退院前訪問のご案内

退院前訪問は、入院中に自宅または施設といった「暮らし」を訪ねて、患者さんやご家族のお話を聞かせていただき、治療に役立てていくものです。

Q. どのようなことをするのですか

A. 看護師のほか、作業療法士、ソーシャルワーカー等が、患者さんのご自宅へ訪問をします。退院までに1～3回程度訪問させていただきます。入院前の生活の様子やご家族の状況などを確認し、退院に向けての支援、退院後の生活について一緒に考えていくために実施します。

Q. 費用はかかりますか。

A. 高速道路代などの交通費は別途自己負担となります。基本的な費用は、入院費に加算されるため、月々の医療費が負担限度額に達している場合は、それ以上にかかることはありません。

退院前訪問を利用された方々の声として

「初めての一人暮らしで、買い物の場所や移動方法などを一緒に確認することができた」

「近くの作業所に行く予定であるが、見学に行ってイメージができた」

「ヘルパーさんなどのサービスについても一緒に考えてくれて、手続きも完了したので助かった」等。

ご質問やご相談があれば、主治医、看護師、ソーシャルワーカーまでお問い合わせください。

4. 退院するには

- 主治医が入院治療の必要がなくなると判断した場合は、患者さんやご家族の皆様と相談の上、退院となります。退院当日は必ず、1階受付・会計窓口で入院費の精算を済ませてください。
※土・日・祝日・時間外に退院される方は、別途相談させていただきます。
- 外泊中に退院を希望される方は、来院し、主治医の許可を得た上で、所定の手続きをしてください。

退院後の治療は必要ですか？

- 退院は、治療の終了ではなく、治療の一段階です。

退院後は、原則として通院治療を続ける必要があります。服薬の継続は再発防止にもっとも有効な手段であり、社会生活の中で起こる具体的な問題について主治医に相談することも大切なことです。（遠方で通院が困難な場合は、最寄りの病院・診療所を紹介します。）

◇ 訪問看護

センターでは退院して間もない方や外来通院中の方が、安心して日常生活を送ることができるように、看護師やソーシャルワーカー等がご自宅に訪問して、在宅生活を支援しています。悩みや不安の解消、日常生活の援助を行うものです。ご希望の場合は、主治医、看護師、ソーシャルワーカーにご相談ください。

◇ デイケア

デイケアは、外来通院中の方を対象に、病気の再発・再入院を防ぎ、生活リズムを整えたり、仲間作りや就労への準備などを目的として実施しています。「自分らしい生活」の獲得を目指して、仲間やスタッフと一緒に活動に取り組みます。

デイケアのご案内

仲間やスタッフと楽しみや時には悩みを分かち合いながら、

一人ひとりに応じた目標に向かって、さまざまな活動にチャレンジします。

(例えば)

- 生活リズムが乱れてしまう…
- 話し合える仲間がない…
- 自宅にひきこもりがち…
- 現在入院中だが、退院後の生活に不安がある…

実施日時 平日 9:00～15:00 お休み 土曜日・日曜日・祝日

○ ショートケア

デイケアは1日6時間となっていますが、都合により6時間参加できない場合、ショートケアを利用することができます。(入院中は1回に限り利用できます。)

ショートケアは1日3時間の参加となり、給食がありません。

デイケア・ショートケアともに費用については、各種健康保険、自立支援医療が適用されます。詳しくはデイケアスタッフにお尋ねください。

申し込み方法

退院後デイケア・ショートケアの利用を希望する方は、主治医にご相談ください。

主な活動(活動は月別に変ります、又急な変更もあります)

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----------------|------------|---------------------------|-------------------------------|-----------------|----------------------------|
| 9:00 | 朝のミーティング | | | | |
| 10:00 11:45 | ソフトバレー | コグトレ | 農園 | 菓子作り | ソフトバレー ひよろの助の話 (月1回) |
| | 昼食 昼休み | | | | |
| 13:30 | 陶芸(第4) | 書道教室 (第4) 脳機能トレーニング | コーラス (月2回) 革細工 (月1回) | 副院長の時間 (月1回) | 脳機能 トレーニング |
| 15:00 | 終わりのミーティング | | | | |

他に月2回程度、クイズ大会、メンバー会議、映画鑑賞、音楽鑑賞、茶道、俳句、絵手紙、健康チェック、調理実習、カラオケ、師長の話、QOL向上委員会、WRAP、アロマセラピー等、実施しています。

年間行事として遠足、ここセンバンドによるコーラス、収穫祭を行っています。

～患者さんの権利宣言～

すべての人は生まれながらにして人間としての尊厳を持ち、それを尊重される権利を持つ。そして、治療する者と治療を受ける者との間に、信頼に基づく協力関係がなくては、治療の目的を達することはできない。

精神疾患の治療を受けている方々についても、このことに例外があってはならない。

患者さんが、その人権を十分に尊重され、適切な治療が保障され、かつ安心して治療に専念することができるよう、次に掲げる事項を権利として有していることを宣言する。

1. 他の患者又は職員からの暴力・放置・無視等の身体的・精神的苦痛から保護される権利。
2. 入院に際しては、本人若しくは家族に理解できる言葉で入院の必要性について説明を受ける権利。
3. インフォームドコンセント(十分な説明とそれに対する同意)に基づいて、一人ひとりの状態に応じた、適切な治療が受けられる権利。
4. 地域生活へ速やかに戻ることを前提とした計画的治療が受けられる権利。
5. 診療上の秘密が守られる権利。
6. 治療環境は、明るく開放的で清潔であり、療養生活上のプライバシーが最大限尊重される権利。
7. 衣類・金銭等の私物を、自分の身の回りに安心して保管しておける権利。
8. いかなる名目であれ、病院内において労働を強制されない権利。
9. 手紙や電話、面会を自由にできる権利。
10. 退院請求及び治療・処遇に対する不服申し立てができる権利。
11. これらの権利があること及びその行使方法について、十分知らされる権利及びその権利を行使したことにより、不利益な扱いを受けない権利。また、これらの権利の行使の際に必要ながあれば、適切なサポートが受けられる権利。

以上の権利は、すべての人々によって理解、保障されるべきものである。

令和元年7月18日

和歌山県立こころの医療センター

個人情報保護に関する基本方針

当センターは、患者さんに最良の医療を提供できるよう日々努力を重ねています。患者さんの個人情報につきましても適切に保護し、管理することが非常に重要であると考えます。

優れた精神医療、臨床教育、研究を担う和歌山県内の中核病院として、広く県民の皆様に安心、安全な精神医療を提供するため万全を期すとともに、個人情報保護の趣旨に則って適正な取り扱いに努めます。

個人情報の具体的取り扱い方法については、「和歌山県個人情報保護条例」、「和歌山県個人情報保護条例施行規則」、「和歌山県個人情報保護事務取扱要綱」等の規定を遵守するとともに、「個人情報の保護に関する法律」の施行にあたり厚生労働省において策定された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を尊重し、以下のとおり取り扱うこととします。

1. 個人情報の収集について

診療及び病院の運営管理に必要な範囲においてのみ、患者さんの個人情報を収集します。

2. 個人情報の利用及び提供について

患者さんの個人情報は、以下の場合を除き、別に掲げる利用目的の範囲を超えて使用しません。

- 患者さんのご了解を得た場合
- 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- 法令等の規定による場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合

3. 個人情報の適正管理について

患者さんの個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、紛失、破壊、改ざんを防止します。

4. 個人情報の確認について

患者さんの個人情報について、患者さん本人が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、「和歌山県情報公開条例」、「和歌山県個人情報保護条例」、「和歌山県個人情報保護条例施行規則」、「和歌山県個人情報保護事務取扱要綱」等の規定に従って対応します。

また、内容の訂正についても調査し対応します。ただし、患者さんへの治療に支障をきたすと判断した場合は、開示しないことがあります。

上記の基本方針に関するお問い合わせは事務局までお願いします。

令和元年7月18日

和歌山県立こころの医療センター院長

患者さんの個人情報利用目的

当センターにおける患者さんの個人情報の利用目的は次のとおりです。

院内での利用

1. 患者さんへの医療サービスの提供
2. 病院の管理運営業務

医療保険事務、入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故の報告、患者さんへの医療サービスの向上、院内医療実習への協力、医療の質の向上を目的とした院内症例研究、医療サービスや業務の維持改善のための基礎資料、その他患者さんにかかる管理運営業務

院外への情報提供

1. 患者さんへの医療サービスの提供

他の病院・診療所・薬局・精神障害者社会復帰施設・居宅生活支援事業所等との連携、他の医療機関等からの照会への回答、患者さんの診療のために外部の医師等の意見・助言を求める場合、検体検査業務等の業務委託、ご家族等への病状説明

2. 医療保険事務に関する利用

保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提供、審査支払機関または保険者からの照会への回答、その他患者さんにかかる医療保険事務に関する利用

3. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知

4. 病院賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等

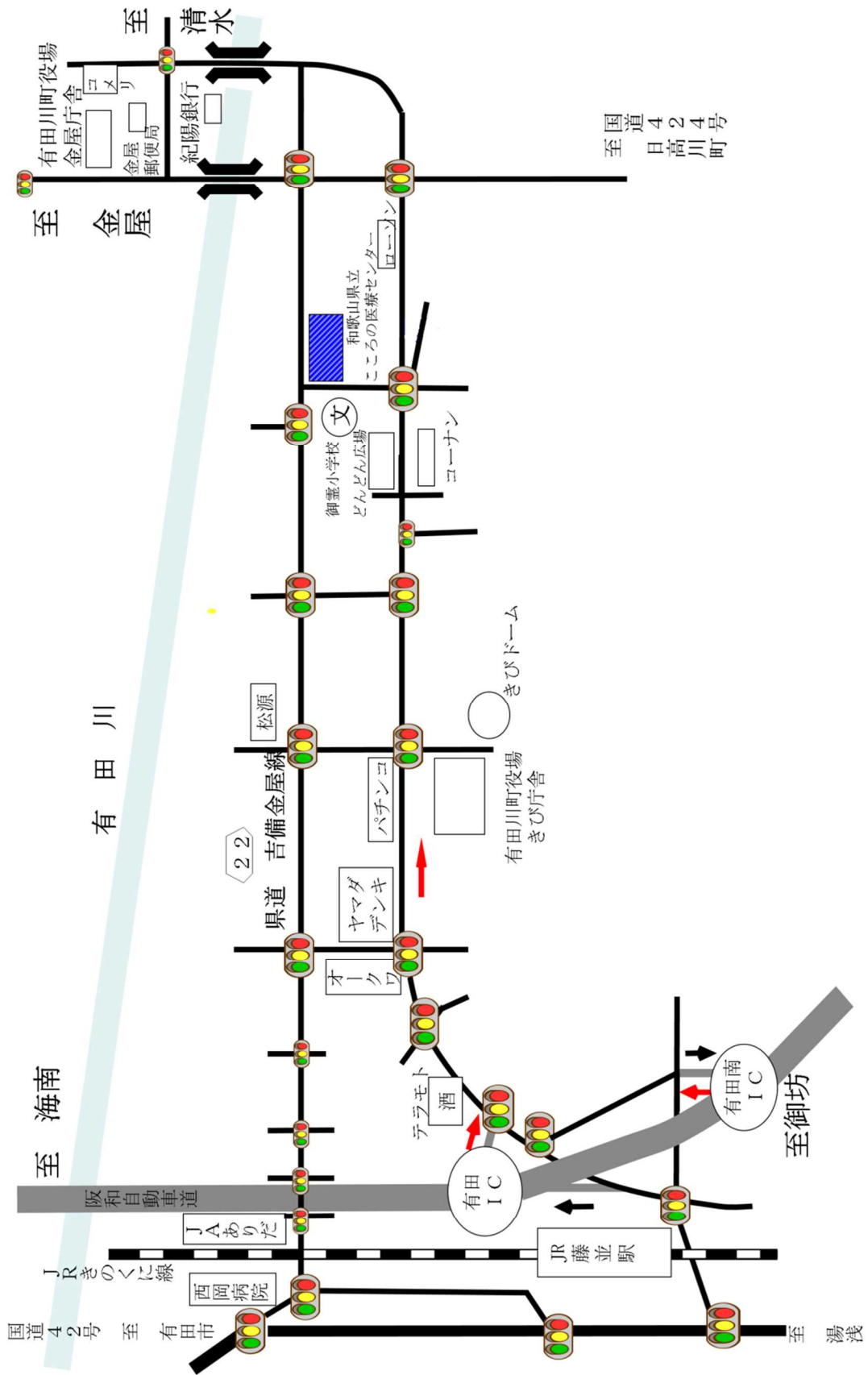
5. 外部監査機関への情報提供

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、個人情報の利用に際しあらかじめ同意を得るように当センターに求めることができます。この意思表示がない場合は上記の使用について同意いただけましたものとします。この意思表示は患者さんからのお申し出によりいつでも変更することができます。

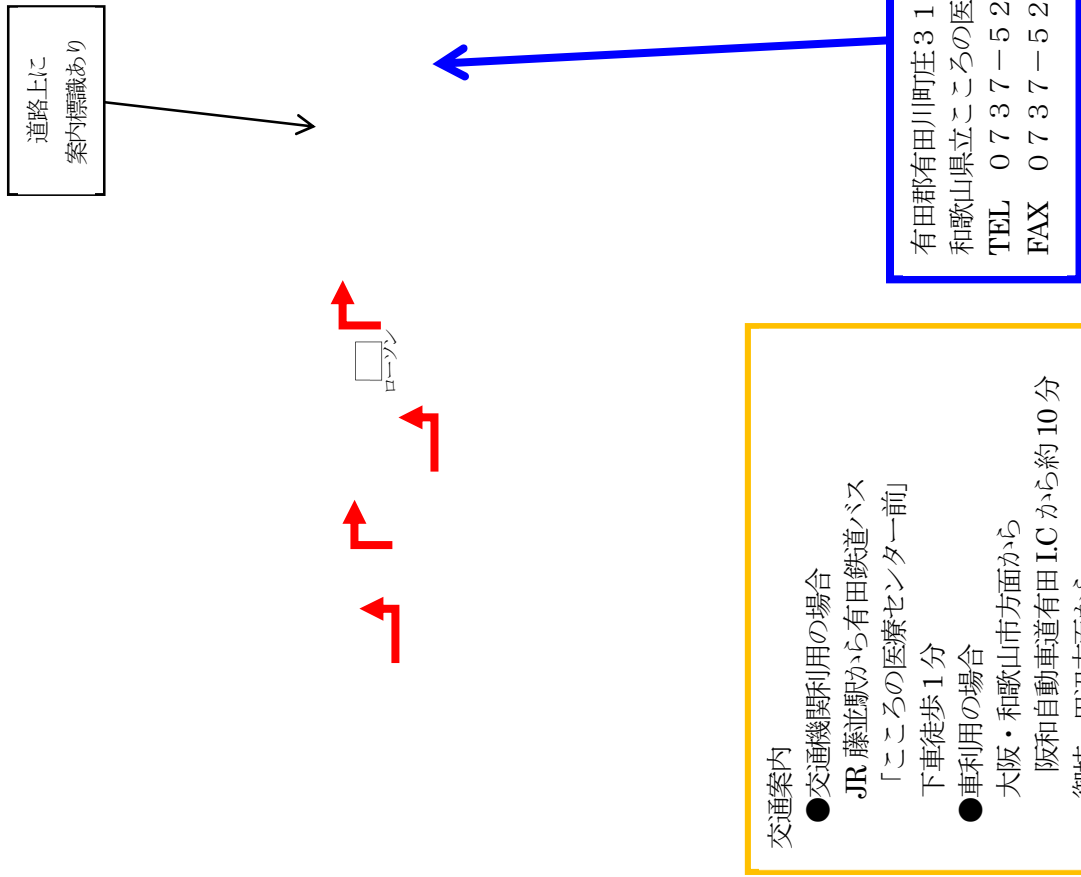
*お申し出窓口「事務局」

令和元年7月18日

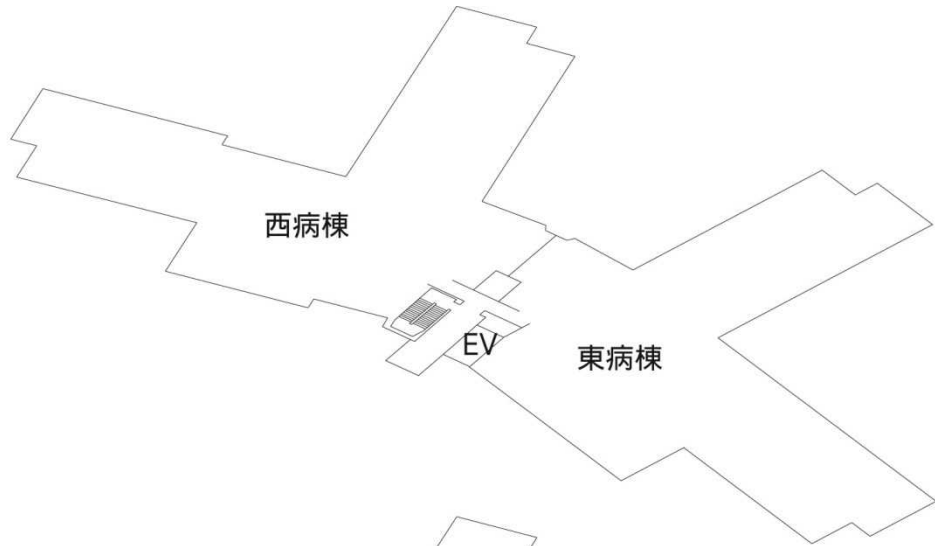
和歌山県立こころの医療センター院長



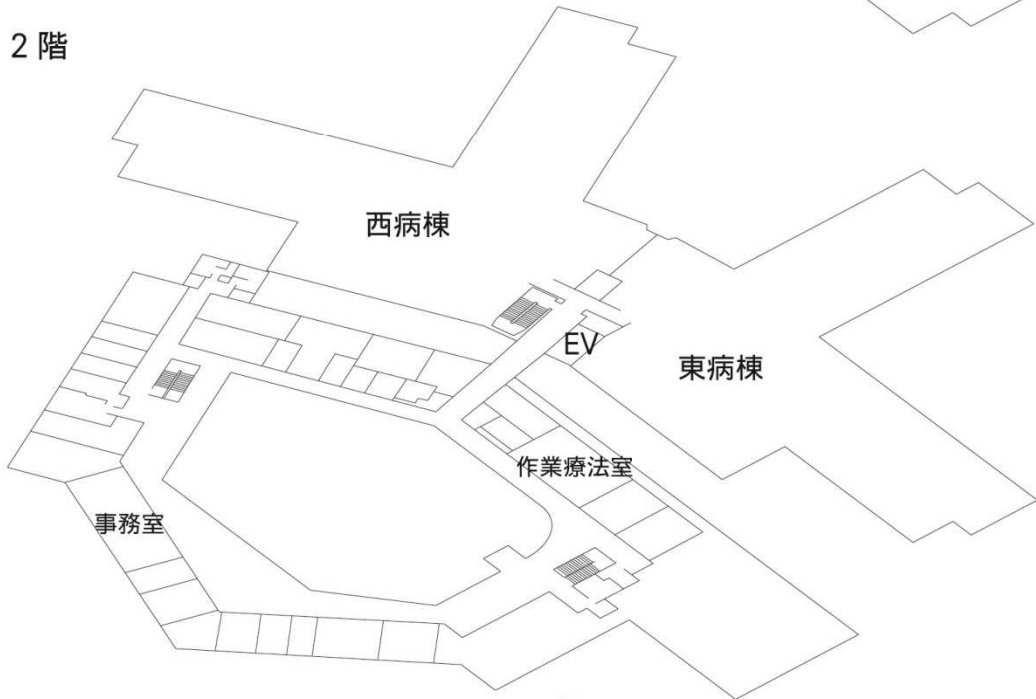
院内案内図



3階



2階



1階



食事について

患者さんのお食事は、病状にあわせてご用意しています。

- 一般の患者さんは「常食(一般食)」
- 医師の指示があった場合「軟菜食」「治療食(特別食)」など

➤ 食事提供時間

朝食 7時 昼食 12時 夕食 18時以降

なお、外出・外泊などによる食事の中止や内容の変更等は、必ず下記の時刻までに病棟の看護師に連絡をお願いします。

| | 食事中止・食事内容変更 | 食事申込 |
|----|-------------|-------|
| 朝食 | 前日16時まで | 6時まで |
| 昼食 | 10時まで | 12時まで |
| 夕食 | 16時まで | 18時まで |

※ 上記時刻までに連絡がない場合

- 食事中止 飲食の有無に関わらず、食費は患者さんの負担となります。
- 内容変更 現在提供している食事内容になります。
- 食事申込 食事の提供はできません。

専門業者による洗濯(私物ネット洗濯・有料)について

ご利用される方は手続きが必要ですので、病棟スタッフにお声掛けください。

1. 洗濯物の分類について

(ア) ネット洗濯ができるもの

- 下着、肌着、靴下、タオル、パジャマ、Tシャツ等、水洗い可能な商品

(イ) ネット洗濯ができないもの

- 高価な衣類、色落ちしやすいもの、装飾品のついた衣類
- 水洗い不可能な商品(ドライクリーニング商品)
- 寝具類、座布団、クッション等

2. ネット容量について

ネット容量は衣類が乾いた状態で2Kg～2.5Kg(ネットの口がきっちりしまり、崩れない程度)が目安です。

3. その他

(ア) 汚れ

- 基本的には洗い直し、染み抜きはしていません。

(イ) 縮み

- 乾燥機で強制乾燥を行いますので、乾燥可能な商品であっても縮みが発生する場合があります。

(ウ) 破れ

- ネット洗濯の工程上、作業中(洗濯・乾燥)の破れはほとんど考えられませんが、衣類の劣化やホック等の引っかかりで破れる事があります。

4. お願い

(ア) 損傷

- 工場内での事前チェックは行いませんので、ネットに衣類を入れる際は、ポケット内の確認をお願いします。ポケット内の品物が破損した場合、責任は負いかねますのでご了承ください。

(イ) 衣類

- 出来る限り衣類には油性マジックで名前をご記入ください。
- ボタン付け等の衣類の修繕はいたしませんのでご了承ください。

- 私たちは、県立病院としての使命を持って取り組んでいます。不備な点、ご不明な点があれば、遠慮なくお申し出ください。なお、職員への金品等のお心遣いは堅くお断りますので、ご了承ください。
- 患者さんの治療の継続や、社会復帰に関する様々な悩み事、相談事、その他、何でも気軽にご相談ください。医療相談・連携室のソーシャルワーカーがご相談に応じます。

| |
|---------------------------------------|
| 電話番号 0737-52-3221(センター代表)(内線 141) |
|---------------------------------------|

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ○ 和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課 県庁代表 | 073-432-4111 |
| ○ 和歌山県 精神保健福祉センター | 073-435-5194 |
| ○ 岩出保健所 | 0736-61-0047 |
| ○ 橋本保健所 | 0736-42-5440 |
| ○ 海南保健所 | 073-483-8824 |
| ○ 湯浅保健所 | 0737-64-1294 |
| ○ 御坊保健所 | 0738-22-3481 |
| ○ 田辺保健所 | 0739-26-7932 |
| ○ 新宮保健所 | 0735-21-9629 |
| ○ 新宮保健所串本支所 | 0735-72-0525 |
| ○ 和歌山市保健所 | 073-433-2261 |